

第3期 守谷市子ども・子育て支援事業計画

《 令和7年度～令和11年度 》

概要版



令和7年3月
守谷市

計画策定の背景・趣旨

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

守谷市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的に進めてきました。

「第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画」は、第2期計画が終了することに伴い、法律や国の方針に基づいて、今後5年間の子ども・子育て支援施策に取り組むべき事項を定めるものです。

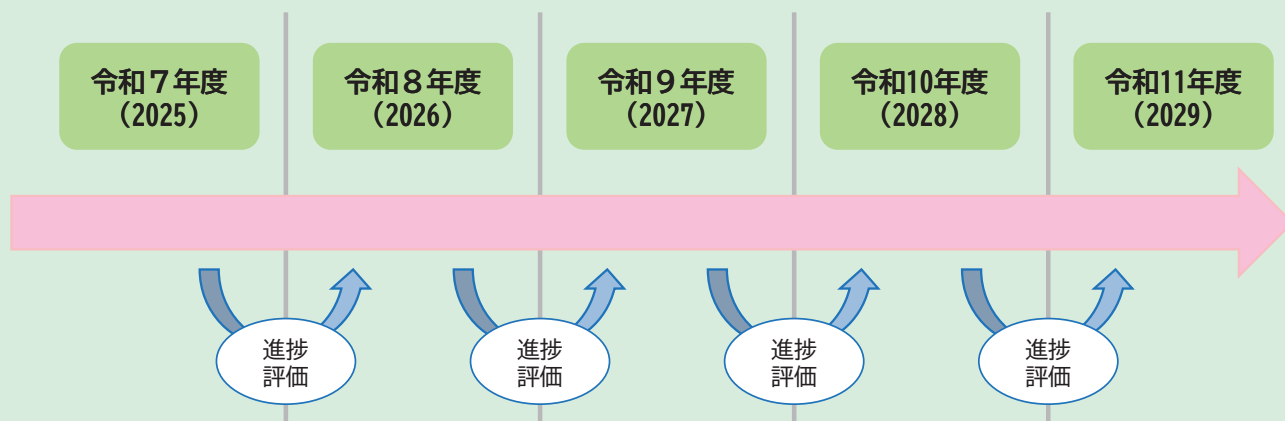
計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。策定に当たっては、子ども・子育て支援法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ「市町村子ども・子育て支援事業計画」だけの枠組みにとらわれない、幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり「守谷市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画・後期計画の理念等を継承する計画）として策定します。

計画の期間

本計画は、5年を1期とし、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。



計画の基本理念

基本理念は、本市の将来を描くものであり、「第三次守谷市総合計画」における戦略分野「出産・子育ての希望をかなえる」の展開施策「子育て基盤の整備」が目指す姿と合致しています。そして、計画策定後数年を経過し、子どもを取り巻く環境が変化する中でも、私たちみんなが望む普遍的かつ基本的な考え方にほかならないと考えられます。

これまで掲げてきた基本理念とこれまで進めてきた取り組みを発展的に継承し、子どもたちが、健やかに生まれ、そして心豊かにのびのびと成長していくとともに、親がいきいき子育てできる地域社会を築いていくまちの実現を目指して、引き続き「子どもが心豊かにのびのび育ち親が子どもを安心して育てることができるまち・守谷」を計画の基本理念に掲げるものとします。

**子どもが心豊かにのびのび育ち
親が子どもを安心して育てることが
できるまち・守谷**

基本的視点

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立って取り組みます。

2 次代の親づくりという視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるように、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

3 サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに応えられるように柔軟かつ総合的に取り組みます。

4 社会全体による支援の視点

企業や地域社会を含む、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するように取り組みます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

福祉的援助を必要とする子どもや、虐待を受けた子どもなどに十分に配慮し、広く全ての子どもと家庭を支援します。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市民、NPO、子育てサークル、企業など地域全体が取り組むべき課題として、協働して子育て家庭を見守り、支援する視点で取り組みます。

8 サービスの質の視点

サービス供給量の確保とともに、サービスの質を確保します。
また、サービスに関わる人材の資質の向上を図ります。

9 地域特性の視点

人口構造、産業構造、社会環境などの状況を踏まえて、市が主体的に取り組みます。

本計画における施策と主な取組

本市では、子どもの発達段階と育育環境に着目して、「子どもと子育て家庭への支援の充実」、「子どもの教育・保育の充実」、「子どもの成長環境の充実」の3つを施策の柱とし、主な取組を進めていきます。

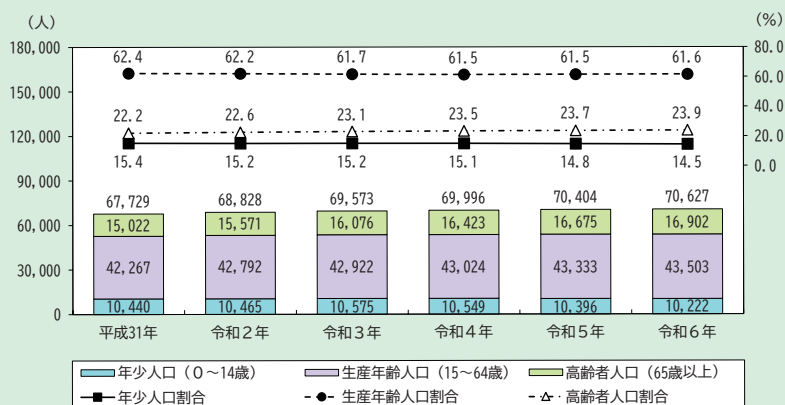
★印は市独自の事業です。

施策	主な取組
(1) 子どもと子育て家庭への支援の充実	① 母子保健事業（妊産婦一般健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、妊婦等包括相談支援事業、妊婦等包括相談支援事業等）
	② 利用者支援事業（こども家庭センター型、基本型）
	③ 医療費助成及び経済的支援（実費徴収に係る補足給付を行う事業等） ★一部独自
	④ 養育支援訪問事業
	⑤ 子育て世帯訪問支援事業
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
	⑦ 親子関係形成支援事業
	⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
	⑨ 地域子育て支援拠点事業
	⑩ 一時預かり事業
	⑪ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	⑫ 相談事業
(2) 子どもの教育・保育の充実	① 教育・保育施設の確保及び保育サービスの充実
	② 延長保育事業
	③ 外国にルーツを持つ幼児への支援・配慮
	④ 障がい児保育事業の充実
	⑤ こども療育教室
	⑥ 病児・病後児保育事業
	⑦ 放課後子ども総合プラン（放課後児童教室、児童クラブ）
	⑧ 小学校サタデー学習支援教室 ★独自
	⑨ 保幼小中高一貫教育推進事業
	⑩ 校内フリースペース（不登校支援教室）★独自
	⑪ スクールカウンセラー配置事業
	⑫ インクルーシブ教育の実践
	⑬ 道徳教育の充実
	⑭ 一人一人に寄り添う特別支援教育の充実
	⑮ 中高生保育体験及び子育てボランティアの充実
(3) 子どもの成長環境の充実	① 子どもの防犯対策の充実
	② 通学補助員の配置 ★独自
	③ 通学路の安全確保
	④ 自転車通学用ヘルメット購入補助事業 ★独自
	⑤ 遊び場・居場所の提供
	⑥ いじめ防止対策 ★独自
	⑦ 児童虐待防止対策

守谷市における子ども・子育て支援の現状

●人口の推移

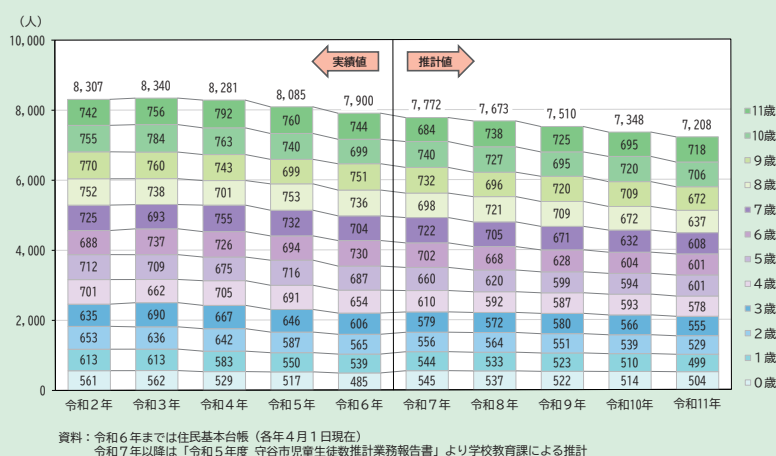
本市の人口は年々増加しており、令和5年に70,000人を超え、令和6年4月1日現在では70,627人となっています。0～14歳の年少人口は減少傾向で推移していますが、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

●子どもの人口

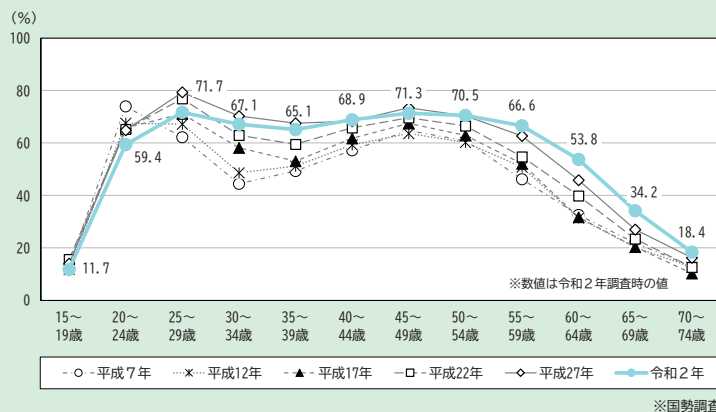
本市の子ども（11歳以下）の人口は、令和2年から3年にかけて増加しましたが、その後は年々減少傾向となり、令和6年で7,900人となっています。推計値である令和7年以降も減少は続くと見込まれます。



資料：令和6年までは住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降は「令和5年度 守谷市児童生徒数推計業務報告書」より学校教育課による推計

●女性の就業率の推移

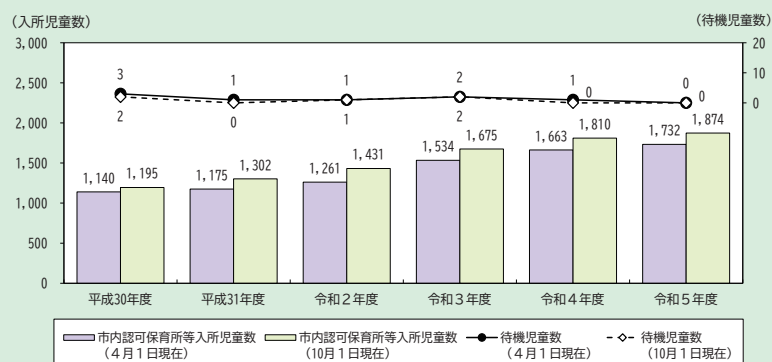
女性の就業率は、30代前後で就業率が下降するいわゆる「M字曲線」は年々差が小さくなっており、近年では、その曲線が緩和され台形に近づいています。



※国勢調査

●認可保育所の入所児童数、待機児童数の推移

本市では、保育所の誘致、弾力的な受入れ、定員増等による待機児童への対応を図り、入所児童数は増加傾向にあります。令和5年度の国定義による待機児童数は0人となっています。



資料：すくすく保育課（各年4月1日、10月1日現在）

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

.....

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果を基に、次の手順で推計するとともに、地域の実態に応じて変更することも認められていることから、本市の近年の傾向を加味して算出しました。

●教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

1号認定（3歳～5歳：教育ニーズ）

（単位：人）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	670	646	639	635	628
② 確保方策	1,315	1,297	1,297	1,297	1,297
認定こども園、幼稚園	480	462	462	462	462
施設型給付を受けない幼稚園	835	835	835	835	835
②－①	645	651	658	662	669

2号認定（3歳～5歳：保育ニーズ）

（単位：人）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	1,167	1,128	1,119	1,110	1,097
② 確保方策	1,195	1,222	1,222	1,219	1,219
認定こども園、保育園	1,138	1,165	1,165	1,162	1,162
企業主導型保育施設	48	48	48	48	48
認可外保育施設 （認証保育制度含む）	9	9	9	9	9
②－①	28	94	103	109	122

3号認定（0歳～2歳：保育ニーズ）

（単位：人）

	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)	令和9年度 (推計)	令和10年度 (推計)	令和11年度 (推計)
① 量の見込み	966	960	938	919	900
② 確保方策	1,022	1,034	1,034	1,034	1,034
認定こども園、保育園	808	820	820	820	820
地域型保育事業	103	103	103	103	103
企業主導型保育施設	57	57	57	57	57
認可外保育施設 （認証保育制度含む）	54	54	54	54	54
②－①	56	74	96	115	134

●地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

事業名		単位	見込量			事業の内容
			R7 年度	R9 年度	R11 年度	
利用者支援事業	こどもセンター型	見込み (箇所)	1	1	1	児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターの両機能を有し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う事業です。
		確保量 (箇所)	1	1	1	
	基本型	見込み (箇所)	4	6	6	妊婦及び乳幼児とその保護者の子育てに関する個別ニーズを把握し、必要な情報の提供や相談対応、関係機関の利用支援等を行います。
		確保量 (箇所)	4	6	6	
地域子育て支援拠点事業		見込み (延人数)	45,499	44,306	42,529	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行っています。
		確保量 (延人数)	45,730	44,368	42,589	
乳児家庭全戸訪問事業		見込み (人)	470	451	435	おやこ保健課の保健師等が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。
		確保量 (人)	470	451	435	
養育支援訪問事業		見込み (人)	15	15	15	様々な原因で養育が困難になり、養育支援が特に必要と認められる家庭の乳幼児及びその養育者に対して具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的な支援等を一定期間行う事業です。
		確保量 (人)	15	15	15	
子育て世帯訪問支援事業		見込み (延人数)	1	1	1	家事・育児に対して不安や負担を抱え、支援が特に必要と認められる家庭に対して、ヘルパーやベビーシッター等が居宅を訪問して家事や育児の支援を行う事業です。本市では、令和5年度からこの事業を開始しています。
		確保量 (延人数)	1	1	1	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		見込み (延人数)	60	60	60	子育て短期支援事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、養育里親家庭及び施設において児童を預かる事業です。
		確保量 (延人数)	60	60	60	
一時預かり事業	在園児 対象	見込み (人日)	4,128	3,943	3,872	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業を実施しています。 なお、幼稚園及び認定こども園が、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき実施している一時預かりを預かり保育といいます。 それ以外の一時預かりは、保育所の一時預かり保育、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりです。
		確保量 (人日)	4,128	4,128	4,128	
	幼稚園 以外	見込み (人日)	1,184	1,139	1,107	
		確保量 (人日)	3,584	3,815	4,079	
延長保育事業		見込み (延人数)	14,529	13,980	13,581	保育所等で保育を受けている児童について、その児童の通常の利用日時以外の日時において保育を行う事業です。保育の必要時間の2区分（保育標準時間・保育短時間）に対応して実施しています。
		確保量 (延人数)	14,529	13,980	13,581	
病児・病後児保育事業		見込み (延人数)	250	250	250	病気の回復期又は回復期に至らないが病状の急変が認められない児童について、保護者の都合等により家庭における保育や集団保育が困難な状況にあるとき、病院に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。
		確保量 (延人数)	870	870	870	
放課後子ども教室推進事業		見込み (延人数)	462	454	435	保護者の就労状況に関わらず、市内小学校在籍の児童を対象に、小学校の施設を活用し、放課後に地域住民との交流や遊び、体験、学びを通して、子どもたちに安全かつ健全な居場所を提供し、自主性や社会性を育む事業です。
		確保量 (延人数)	462	454	435	
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)		見込み (延人数)	1,463	1,422	1,383	就労などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保護を行う事業です。
		確保量 (延人数)	1,487	1,487	1,487	
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)		見込み (延人数)	1,602	1,553	1,476	本市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（利用会員）と、育児の援助を行いたい者（協会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや習い事への送迎などがあります。
		確保量 (延人数)	1,609	1,609	1,609	

事業名		単位	見込量			事業の内容
			R7 年度	R9 年度	R11 年度	
妊産婦一般健康診査事業		見込み (延人数)	7,560	7,237	7,040	母子健康手帳交付時に「妊産婦一般健康診査受診票」を発行し、健診費用の助成を行っています（妊婦16回、産婦2回）。
		確保量 (延人数)	7,560	7,237	7,040	
産後ケア事業	ショートステイ 宿泊型・ デイケア 通所型	見込み (延人数)	175	175	175	産後に安心して子育てができるよう、委託した医療機関等を宿泊、または、日帰りで疲労回復ケアと健康状態のチェック、授乳指導、育児相談授乳指導、育児相談などを受けることができる産後ケア事業を実施しています。
		確保量 (延人数)	175	175	175	
	訪問型	見込み (延人数)	250	250	250	産後に安心して子育てができるよう、助産師などが自宅に訪問して疲労回復ケアと健康状態のチェック、授乳指導、育児相談授乳指導、育児相談などを受けることができる産後ケア事業を実施しています。
		確保量 (延人数)	250	250	250	
親子関係形成支援事業		見込み (実人数)	102	102	102	児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施しています。
		確保量 (実人数)	102	102	102	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		見込み (延時間)	—	588	566	こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会や孤立感や不安感を抱える保護者の負担の軽減のため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を令和8年度より実施します。
		確保量 (延時間)	—	986	986	

計画の推進体制

1 計画の推進

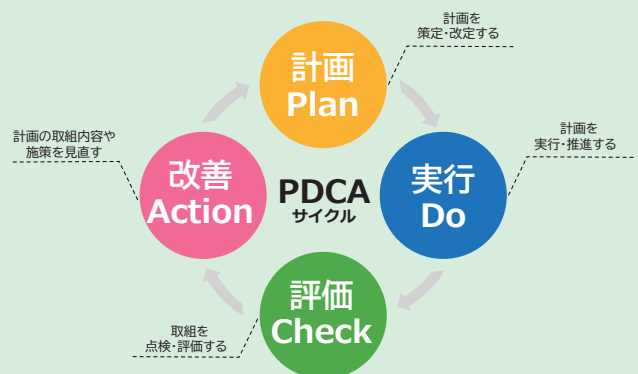
計画の推進に当たって、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化を含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民やNPO、地域団体などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画は、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、PDCAサイクルに基づいて推進します。

そのため、毎年度、「守谷市保健福祉審議会」へ事業の進捗状況を報告し、その検証に基づき必要に応じ改善や見直しなどの措置を講じていきます。その取組については広報や市ホームページ等を通じて公表します。



第3期 守谷市子ども・子育て支援事業計画

概要版

発行 令和7年3月 茨城県守谷市
企画・編集 守谷市役所 こども未来部 すくすく保育課
住所 〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
HP <https://www.city.moriya.ibaraki.jp>